監　査　報　告　書

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
理事長　秋下　雅弘　殿

令和８年６月19日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監事　児玉安司

監事　鵜川正樹

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第４項の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「当法人」という。）の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの第17期事業年度の業務に係る監査を実施した結果について、以下のとおり報告いたします。

１　監査方法の概要

各監事は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター監事監査規程に基づき、理事会に出席するほか、理事長及び理事並びに事務局等から事業の報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。

また、会計監査人から、監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えました。

２　監査の結果

(1) 当法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認められました。

(2) 当法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するための体制の整備及び運用についての意見

当法人の内部統制システムの整備及び運用について、指摘すべき重要な事項は認められませんでした。

(3) 当法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

(4) 財務諸表についての意見

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認めます。

財務諸表（損失の処理に関する書類を除く。）は、地方独立行政法人会計基準に準拠して作成されており、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しており、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。

損失の処理に関する書類は、法令に適合していると認めます。

決算報告書は、予算区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

以　上